

平成14年度税制改正について

平成13年12月

目 次

経済構造改革の推進	-----	1
1．連結納税制度の導入	-----	1
2．ベンチャー企業等育成支援	-----	3
3．金融関連税制等	-----	5
4．その他	-----	8
景気減速を踏まえた税制面での対応	-----	9
中小企業関連	-----	10
エネルギー・環境関連税制の整備	-----	14
その他の租税特別措置	-----	20
外形標準課税	-----	23

経済構造改革の推進

1. 連結納税制度の導入

経済界あがての6年越しの要望であった連結納税制度を、2002年4月から導入することが決定（極めて異例だが、遡及して来年4月から実施されることとなる。）

グループ経営に移行している企業の経済実態に対応した連結納税制度を創設することにより、グループ経営を促進し、企業の国際競争力を強化。

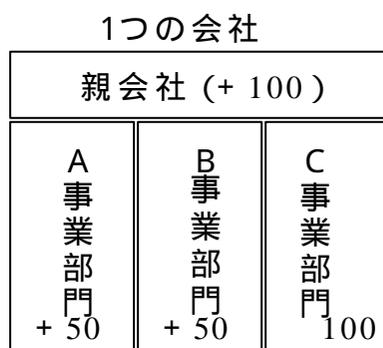
創設後2年間に限り、2%の連結付加税が課されることとなったが、2年後の確実な撤廃が必要。

【連結納税制度の概要】

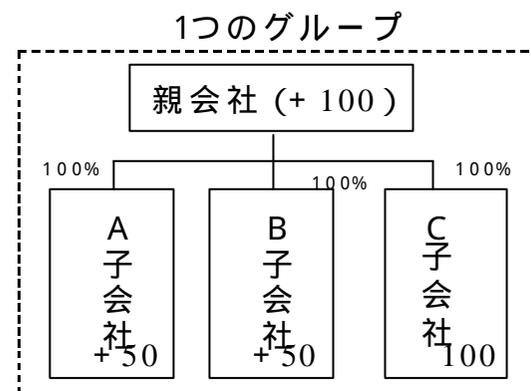
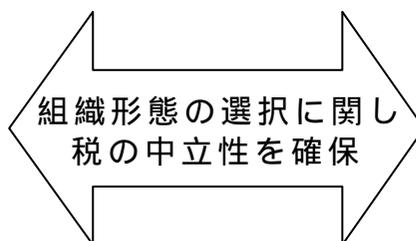
親会社と同一視しうる一定の子会社群（100%子会社）を含めたグループを一つの「課税単位」として課税する制度。

連結所得金額はグループ内の個社の所得と欠損を通算して算出。

グループ内で行われた資産の譲渡等によって生じる譲渡損益は課税を繰延べ。



納税額 30
 $(100 + 50 + 50 - 100) \times 30\%$



納税額 30
（連結納税が導入されない場合の納税額は60）

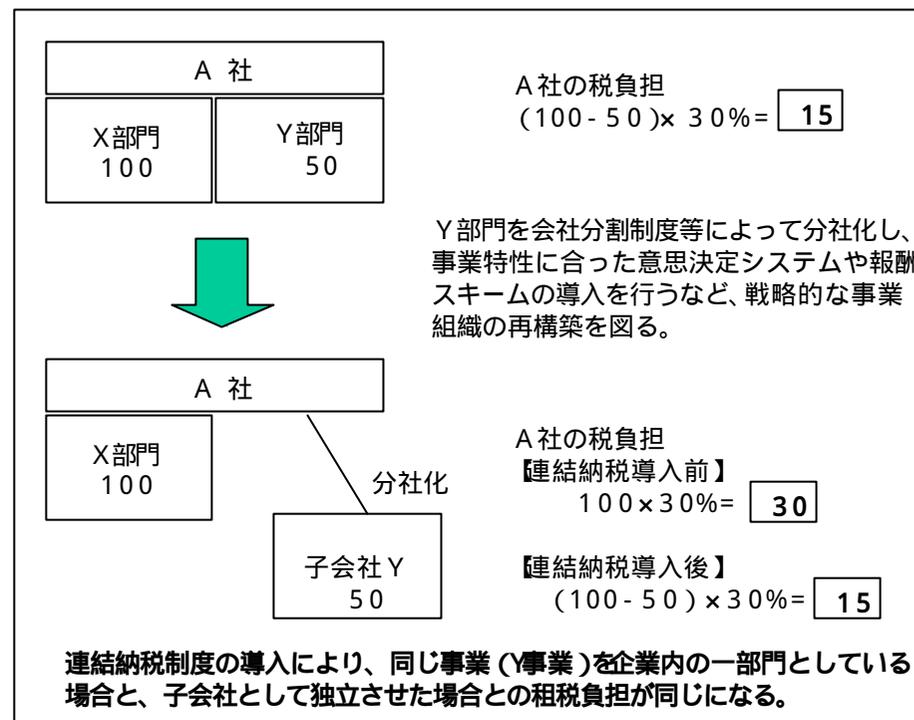
【連結納税制度導入の効果】

グループ経営の推進

連結納税制度の導入により、企業の組織形態に対する税の中立が確保され、グループ経営の阻害要因となっている企業の組織再編成に伴う税負担の増加という現行税制上の問題が解消される。これにより企業戦略を最大限有効に機能させるグループ経営が推進される。

ベンチャー創業支援

連結納税制度の導入により、ベンチャー企業の創業赤字をグループ所得と通算することが可能になり、ベンチャー創業の促進に非常に大きな効果がある。



我が国企業の国際競争力の維持・強化、経済構造改革の推進に寄与

2. ベンチャー企業等育成支援

(1) ストックオプション税制の拡大

商法改正を踏まえ、ストックオプション税制について、適格対象者の拡大（自社の役職員のみ
自社及び50%超グループ会社の役職員）及び年間権利行使限度額の拡大（1,000万円 1,200万円）
を行い、米国並の税制優遇水準が実現。

【ストックオプション税制とは（右図）】

ストックオプションの権利行使時の課税を非課税として株式売却時まで繰り延べ（効果 ）、課税を株式譲渡益課税とみなすもの（効果 ）。

【商法改正】

今般の商法改正（来年4月1日施行）は、ストックオプション制度について、付与対象者制限（自社の役職員のみ）を撤廃し、付与対象枠（発行済株式総数の1/10以内）を撤廃。この商法改正を有効ならしめるために、税制の拡大が必要であったところ。

【税制拡大の効果】

主なグループ会社の役職員に対して、「税制の優遇を受けられるストックオプション」を付与可能に。

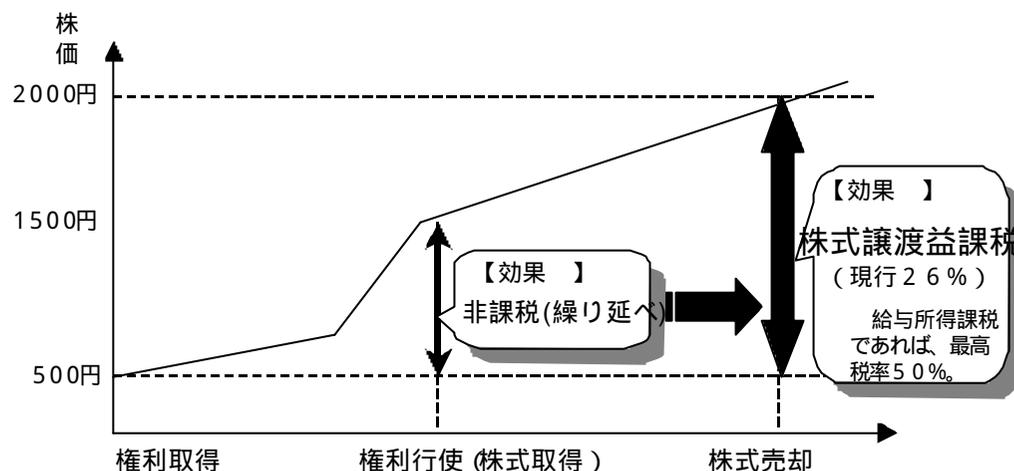
また、年間権利行使限度額も拡大され、付与のインセンティブが増大。

企業組織再編税制の整備及び連結納税制度の導入により今後一層進展するグループ経営全体も含めて、ベンチャー企業が有能な人材を確保することが可能に。

（参考）米国におけるストックオプション税制

適格対象者；50%以上の資本関係を有する会社において付与日から行使日の3ヶ月前までの間雇用関係がある役職員
年間権利行使限度額；年間10万ドル

（注）米国では、「権利行使から株式売却まで1年以上経過していること」等の我が国にはない要件も設定されている。



(2) エンジェル税制適用の円滑化

投資事業組合（ベンチャーファンド）を通じたエンジェルの投資について、所要の実務上の措置を講じた上で、エンジェル税制が適用されることを明確化。

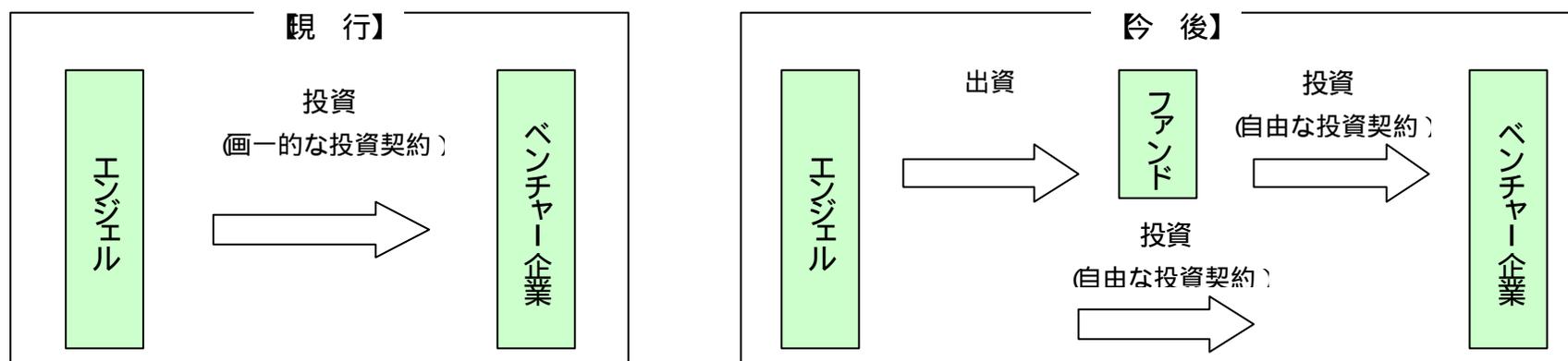
上記を踏まえ、適用の要件となる「投資契約」が備えるべき内容を簡素化（これまでは画一的）。

【エンジェル税制とは】

ベンチャー企業に対して個人（エンジェル）が投資した場合、一定の手続きにより、譲渡益が発生した場合には、当該利益を 1 / 4 に圧縮（譲渡益の 3 / 4 が非課税）、譲渡損失が発生した場合には、当該損失を翌年以降 3 年間繰り越して他の株式譲渡益と通算可能。

【制度の効果】

ファンドを通じた個人投資にもエンジェル税制が円滑に適用されることで、ベンチャー企業への資金流入が加速する。



(3) 私立学校等の受託研究収入に係る非課税措置の創設

私立大学等が行う受託研究に係る事業については、一定の条件を満たすものを非課税とする。

【制度の効果】 受託研究による外部資金拠出の促進により、産学連携の強化及び大学に潜在する研究成果の事業化促進（大学発ベンチャーの創出）に大きく寄与する。

3 . 金融関連税制等

(1) 株式資本市場の活性化に向けた税制の整備

前臨時国会において、株式資本市場の活性化に向けた証券税制改正案が成立したところ。併せて、申告分離課税への一本化ための円滑な移行措置を講ずる。

1 . 臨時国会で措置した証券税制改正

(1) 平成 15 年 1 月より申告分離一本化 (3 ヶ月前倒し)

(2) 申告分離一本化に併せ、上場株式の譲渡益に係る税率 20%への引下げ 及び譲渡損失繰越を 3 年間容認

但し、平成 15 年から 17 年までの 3 年間に譲渡した 1 年超保有の上場株式に係る税率を 10%とする措置あり。

(3) 緊急投資優遇措置の創設 (平成 14 年末までに購入した株式につき、1,000 万円を限度として 2 暦年 (平成 15 , 16 年) 保有し、平成 17 年から 19 年までの 3 暦年の間に譲渡した場合は譲渡益非課税とする。)

2 . 申告分離一本化のための円滑化対策

証券会社に一定の要件を満たす特定口座を設定し、本口座を通じて取得した株式を譲渡する場合は、証券会社が顧客の株式譲渡益を計算し、税額の徴収と納税を代行。(納税は月ごと。) この場合、確定申告が不要となる。

3 . 商品先物取引

商品先物取引については他の金融商品等と同様に課税の適正化について、公平等の観点を踏まえつつ「引き続き、検討する。」と税制改正大綱において明記。

(2) 金庫株導入に対応した税制の整備

【制度の概要】 会社が保有する自己株式を処分する場合（売却処分、代用自己株、ストックオプション）は、資本等取引として扱われ、結果として非課税となる。

【制度の効果】 企業の資本政策の自由度を高めるとともに、事業再編等への活用により企業経営の機動性を向上。

(3) みなし配当課税の特例措置の延長

【制度の概要】 自己株式取得に係るみなし配当課税の凍結措置。

【制度の効果】 企業が自己株式を円滑に取得することができ、株式市場の一時的な需給に左右されない堅固な財務体質の形成に寄与。

(4) 非居住者及び外国法人に対する民間国外債の利子等の課税特例の延長

【制度の概要】 非居住者及び及び外国法人に対し、本邦民間企業が発行する国外債の利子及び発行差金に係る所得税及び法人税について非課税とする特例措置。

【制度の効果】 わが国企業の発行する国外債の投資対象としての魅力を、これまでどおりに維持し、国際資本市場におけるわが国企業の資金調達を円滑化。

(5) 短期社債の償還差益の源泉徴収不適用

【制度の概要】短期社債（短期社債等の振替に関する法律第 2 条第 1 項）の償還差益については、源泉徴収を行わないとする制度。

【制度の効果】源泉徴収を免除することにより、短期社債の短期金融商品としての魅力を高め、企業の短期資金調達を円滑化するとともに、短期金融市場の健全な育成を図る。

(6) C P に係る印紙税の特例措置の延長

【制度の概要】約束手形 C P の印紙税については、額面金額によらず一律 5,000 円とする特例措置。

【制度の効果】C P の発行コストを抑制することにより、企業の短期金融市場からの資金調達を円滑化。

4 . その他

(1) 産業活力再生特別措置法に係る税制措置の拡充

【制度の概要】 産業再生法の認定を受けた事業者が取得する事業革新設備に係る特別償却制度（初年度に通常の償却に加え 24%もしくは 18%の特別償却を認める）

【制度の効果】 「選択と集中」による事業者の事業再構築を進めるため、設備投資の初期負担の軽減による事業者の生産性の向上を支援。

(2) 産業技術力強化法第 18 条第 1 号に基づく新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の適用対象に産業技術研究助成事業等を追加

【制度の効果】 適用対象となる事業に産業技術研究助成事業等を追加することにより、民間企業等における産業技術力強化に資する研究開発を促進。

(3) 新エネルギー・産業技術総合開発機構が所有する業務用償却資産の固定資産税に係る課税標準の特例措置（当初 5 年分 1 / 3、後 5 年分 2 / 3）に「基盤技術研究円滑化法」に基づく基盤技術開発に供する償却資産を追加。

【制度の効果】 適用対象に「基盤技術研究円滑化法」に基づく基盤技術開発に供する償却資産を追加することにより、産業技術力の強化のために必要である民間基盤技術研究を促進。

景気減速等を踏まえた税制面での対応

景気の回復及び構造改革推進に万全を期すため、中小企業が行う前向きな設備投資や研究開発を、税制面でも最大限支援する。

中小企業投資促進税制の延長・拡充

中小企業の取得する全ての機械・装置や電子計算機等の器具・備品について、

7%の税額控除 又は 30%の特別償却(初年度)を認める本制度を2年間延長。

(これまでは、毎年、1年間(単年度)の延長)

対象の機械・装置の取得価格 230万円以上を160万円以上に引下げ、対象を拡大。

(リースの場合：300万円以上 210万円以上)

中小企業技術基盤強化税制の延長

中小企業者等が支出した試験研究費の 10% の税額控除を認める本制度を、

1年間延長する。

通常6%を10%に引上げ。

中小企業関連

(1) 中小法人の自社株に係る相続税課税の軽減制度の創設

中小企業の事業の継続・発展を図るため、中小法人の自社株（取引相場のない株式）に対する相続税課税を軽減する制度を創設する。

軽減措置の具体的内容

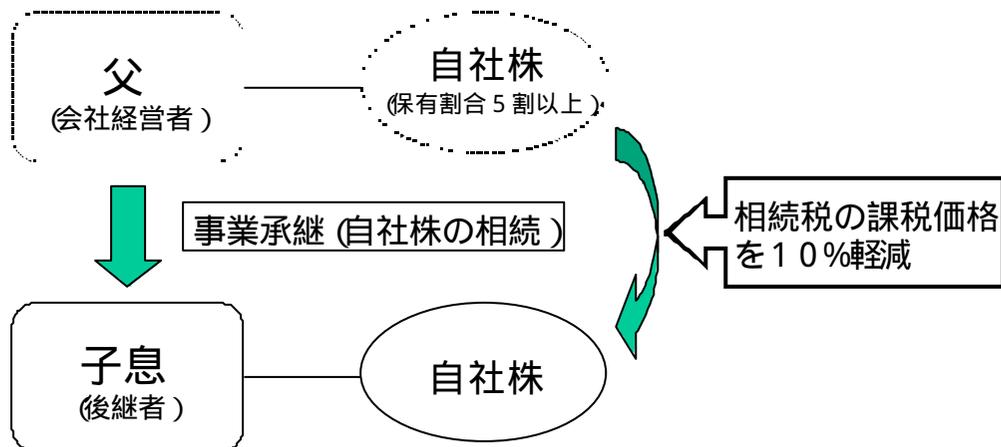
中小企業の自社株は、経営に必須で換金不可能という、他の財産とは違う性格。

このため、中小企業の事業の継続・発展を図る観点から、中小法人の経営者が所有する自社株に対し、相続税の課税額を10%軽減する制度を創設する。

対象となる会社は、株式総額10億円未満<相続税評価ベース>の会社。

軽減の対象は、経営者所有の株式のうち、発行済株式総数の3分の1以内で、相続税評価額3億円以下の部分。

〔例〕



(この他の適用要件)
小規模宅地等の特例との選択。

被相続人等が当該会社の発行済株式等の総数の50%以上を所有しており、相続人が、役員として経営していること。

中小法人の自社株に関する相続税負担に鑑みた全く新しい事業承継税制の創設。(法律措置)
新たな制度の第一歩。

併せて、取引相場のない株式の物納について、要件の明確化等を図る。

(2) 留保金課税の抜本改革

新事業の開拓、研究開発、「第二創業」等の、新たなチャレンジ（経営革新）に取り組む中小企業やベンチャー企業を支援するため、留保金課税の課税停止となる対象を、抜本的に拡充する。

1. 留保金課税制度の概要

同族会社の内部留保に追加的に課税する制度。

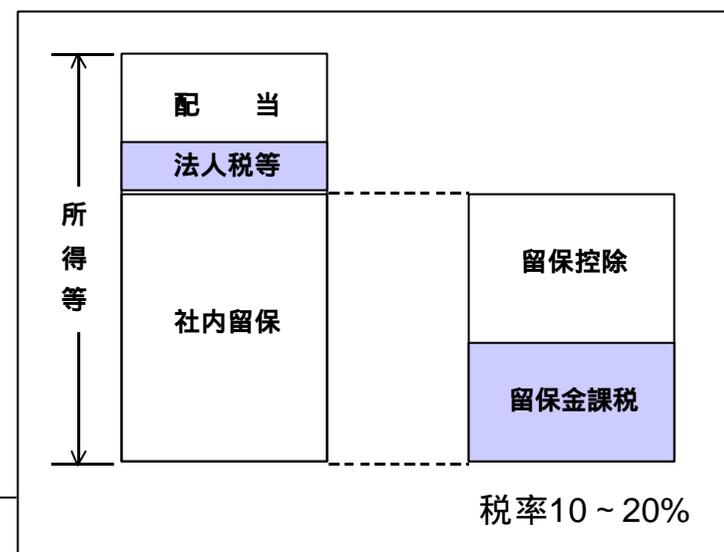
2. 14年度改正の内容

(1) 創業10年以内の中小企業、一定のベンチャー企業（法認定）は課税停止（2年間の延長）。

(2) 「経営革新を志向する中小企業やベンチャー企業」を、新たに課税停止の対象に追加。

（前年度の試験研究費及び開発費の対売上高比率が3%超の中小企業。商業・サービス業等も対象。）
新たに3～4千社の中小企業やベンチャー企業の留保金課税が停止。

(3) 中小法人（資本金1億円以下）は、一律留保金課税を5%軽減（拡充）。



(3) 中小企業新技術体化投資促進（メカトロ）税制の中小企業投資促進税制への統合

メカトロ税制の対象機器（現行告示指定 162 設備）は、拡充された中小企業投資促進税制によって原則措置できることとなるため、メカトロ税制は中小企業投資促進税制に統合する。

(4) 欠損金の繰戻し還付措置の適用期限を延長（欠損金の繰戻し還付の不適用の適用除外措置）

【改正内容】 設立 5 年以内の中小企業等、及び、中小企業経営革新支援法における経営革新計画の認定を受けた中小企業等について、当期の欠損と前年の所得を通算し、前年に納付した法人税の還付を許容する制度を 2 年間延長する。

(5) 簡易記帳に係る青色申告特別控除の適用期限の延長

【改正内容】簡易記帳に係る青色申告特別控除（45 万円）の適用期限を 3 年間延長。

(6) その他

事業協同組合等が中小企業総合事業団から集団化等のために融資を受けて取得した土地等を組合員等に再譲渡する場合における登録免許税の軽減措置（経過措置を含む）について所要の見直しを行いつつ、適用期限を1年間延長。

事業協同組合等が環境事業団から譲渡を受けた土地等を組合員等に再譲渡する場合の登録免許税の軽減措置について、所要の措置を講ずる。

「中小企業流通業務効率化促進法」に規定する認定組合が実施する流通業務効率化事業の用に供する施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置を2年間延長。

中小企業者が環境事業団から集団化のため譲渡を受けた建物に対する資産割に係る事業所税の非課税措置について、所要の見直しを行いつつ、2年間延長。

エネルギー・環境関連税制

(1) 自動車関連税制

1. CO2対策

低燃費車に係る自動車取得税の軽減措置（30万円控除）の延長（1年間）

【制度の概要】省エネ法に基づく燃費基準(トップランナー基準)早期達成車(低排出ガス認定車に限る)課税標準の特例措置(30万円控除) 自家用車で15,000円、営業車・軽で9,000円軽減

【制度の効果】低燃費車を早期普及させることにより、地球温暖化対策における運輸部門でのCO2削減に極めて重要な役割を果たす。

2. 自動車リサイクル対策

自動車重量税還付制度の創設（税制改正大綱に以下を明記）

【制度の概要】

「使用済み自動車の不法投棄防止及び自動車リサイクルを促進する観点から、自動車重量税について、自動車リサイクル法（仮称）に基づくマニフェストにより適正に解体処理されたことが、改正道路運送車両法の手続により陸運支局長等により確認された使用済み自動車を対象に、自動車検査証の有効期間の残期間相当分を還付する措置を講ずる。」

（注）上記の改正は、自動車リサイクル法（仮称）によりすべての使用済み自動車についてマニフェストが義務付けられるとともに、道路運送車両法の改正により抹消制度が整備される時期に合わせて実施する。

・次期通常国会に提出する自動車リサイクル法（仮称）の附則において、自動車重量税還付制度の創設に係る租税特別措置法改正を盛り込み、措置内容に鑑みて期限なしとする。

【制度の効果】使用済み自動車を適正処理・リサイクルされるよう政策誘導する。

自動車等破砕物処理施設、自動車部品再利用製品製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長

【制度の概要】自動車等破砕物処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（2 / 3 軽減）

【制度の効果】公害防止用設備に係る投資負担を軽減し、企業の環境対策を促進

【制度の概要】自動車部品再利用製品製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（最初の3年間2 / 3）

【制度の効果】リサイクル設備等に係る投資負担を軽減し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）対策を促進。

3．排出ガス対策

最新排出ガス規制適合車に係る自動車取得税の軽減措置（平成15年規制適合車の追加）

【制度の概要】H14. 4.1 ~ H15.9.30 に取得する場合 1.0 %軽減（5.0 %（3.0 %） 4.0 %（2.0 %））

H15.10.1 ~ H16.2.29 に取得する場合 0.1 %軽減（5.0 %（3.0 %） 4.9 %（2.9 %））

【制度の効果】環境負荷の小さい自動車の普及を促す。

4．景気対策

中小企業投資促進税制の延長（H 14.4.1 ~ H 16.3.31）（再掲）

【制度の概要】車両総重量 3.5 トン以上のトラックの取得に関する 30%の特別償却又は 7%の税額控除

【制度の効果】トラック販売の需要喚起を促す。

(2) エネルギー需給構造改革投資促進税制 (エネ革税制) の延長

【制度の概要】対象設備を取得した場合、7%の税額控除 又は 30%の特別償却
税額控除の適用は中小企業者等に限る。

【制度の効果】省エネルギー設備、新エネルギー設備等の導入を促進することにより、地球温暖化防止対策・設備投資促進等に貢献。

(3) 脱特定物質対応型設備の特別償却制度の延長

【制度の概要】オゾン層保護及び地球温暖化防止を促進するため、CFC (クロロフルオロカーボン) 等対応設備から代替物質に対応した設備へ転換した場合の特別償却 (16%) 制度。

【制度の効果】CFC 等の使用抑制に有効な設備投資の促進により、オゾン層保護及び地球温暖化防止を効率的に推進。

(4) 公害防止用設備の特別償却制度及び固定資産税の課税標準の特例の延長・拡充

【制度の概要】公害防止用設備を設置した場合、初年度最大 16%の特別償却、固定資産税を 1 / 6 等に軽減 (対象に廃棄物焼却溶融施設を追加)

【制度の効果】公害防止用設備に係る投資負担を軽減し、企業の環境対策を促進することにより、国民の健康被害を防止し、生活環境の維持・向上に資する。

(5) 再商品化設備等の特別償却制度及び固定資産税の課税標準の特例の延長

【制度の概要】再商品化設備等を設置した場合、初年度最大 23%の特別償却、固定資産税を 2 / 3 等に軽減。

【制度の効果】循環型経済システムの構築に向け、リサイクル設備等に係る投資負担を軽減し、3 R (リデュース・リユース・リサイクル) 対策を促進。

(6) ガス熱量変更準備金制度の延長

【制度の概要】都市ガス事業者が、環境特性、安全性に優れ、かつ、対応するガス器具の品揃えの多い天然ガスを中心とする高熱量ガスへの統合(熱量変更)を行う場合に係る所用の経費の一定額を、準備金として積み立てることを認める制度。

【制度の効果】ガス年間売上高に匹敵する熱量変更費用の平準化、経営基盤の脆弱な中小都市ガス事業者の熱量変更作業の実施の円滑化に資する。

(7) 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長

【制度の概要】金属鉱山等の採掘終了後の鉱害防止に係る費用の一定額を、準備金として積み立てることを認める制度。

【制度の効果】採掘終了後の金属鉱山等による重金属汚染を防止し、国民の健康の保護及び生活環境の保全に資する。

(8) 沖縄電力株式会社に対する事業税及び固定資産税の軽減措置の延長

【制度の概要】 事業税の税率の軽減 (1.3% 1.1%) 及び 固定資産税の課税標準を軽減 (2 / 3 に圧縮)

【制度の効果】 系統連系ができないことや離島が多いなど、地理的に不利な立地条件にある沖縄県において、電気供給の安定化、電気料金の低廉化を図る。

(9) 揮発油税免税である灯油の規格を初留点 140 度以上に変更

【制度の概要】 揮発油税法上の灯油の規格 (現行 : 初留点 145 度以上) を 140 度以上に変更。

【制度の効果】 喫緊の課題であるディーゼル自動車排気ガス対策として求められている軽油中の硫黄分削減について、早急な軽油の低硫黄化を図ることができる。
灯油の生産能力を向上することにより、その安定供給に資する。

(10) 農林漁業用輸入 A 重油の石油税免税措置及び農林漁業用国産 A 重油の石油税還付措置の延長

【制度の概要】 農林漁業用に用いられる A 重油の石油税 (2,040 円 / K L) を免税・還付する。

【制度の効果】 国民生活に重要な役割を果たしている農林漁業の経営の安定化に資する。

(1 1) 石油化学製品の製造のために消費される揮発油を、揮発油税及び地方道路税の免税の対象に追加

【制度の概要】 ポリビニルエーテルの製造に用いられる揮発油について、揮発油税及び地方道路税の免税対象に追加。

【制度の効果】 オゾン層を破壊しない代替フロン(HFC)を用いたエアコン用の潤滑油として開発されたポリビニルエーテルの供給を円滑化することにより、オゾン層の保護を推進。

(1 2) 石油化学製品製造用輸入ナフサ等の石油税免税措置及び石油化学製品製造用国産ナフサの石油税還付措置の延長

【制度の概要】 石油化学製品の原料であるナフサ等に係る石油税(例：輸入ナフサ 2,040 円 / KL)を免税・還付。

【制度の効果】 石油化学産業の原料調達において、引き続き欧米諸国と同等の条件を確保し、国際競争力の維持・強化を図る。

(1 3) 火薬類取締法、高圧ガス保安法、ガス事業法、液化石油ガス法、石油コンビナート等災害防止法に基づき設置された土堤、防爆壁、障壁、貯槽室、流出油防止堤に対する固定資産税の課税標準の特例措置の延長

【制度の効果】 敷地の有効活用、建設費の面で事業者に大きな負担を課す上記構造物に係る固定資産税の負担軽減措置を講ずることにより、保安の確保及び災害の防止を促進。

その他の租税特別措置

(1) 沖縄振興税制の整備

1. 情報通信産業の振興のための税制

情報通信産業振興地域のうち特定の地区を特定情報中枢機能振興地区(仮称)として指定し、同地区内に新設された情報中枢事業を営む法人について、常時使用する従業員が20人以上であること等の要件の下、設立後10年間、35%の所得控除を認める。ただし、投資税額控除制度との選択適用。

情報通信産業振興地域の税制上の措置について、対象業務及び対象設備を拡充した上で、適用期限を5年延長。

2. 産業の総合的な振興のための税制

自由貿易地域及び特別自由貿易地域における税制上の措置の適用を5年延長するとともに、保税許可手数料の2分の1軽減措置の対象を保税展示場及び総合保税地域に拡充。

現行工業等開発地区を発展させ、産業総合振興地域(仮称)制度を創設し、対象業種及び対象設備を拡充。

3. 観光振興のための税制

沖縄型特定免税店制度について、観光振興地域内の一定施設に設置すること及び購入した物品の引渡しを空港内の特定免税店において行うことを条件に、空港外への特定免税店の設置を認めた上、その適用期限を5年延長。

観光振興地域の税制上の措置について、地域指定要件の緩和及び対象施設要件の緩和を行った上、適用期限を延長。

4. 沖縄型重要産業分野の中小企業発展支援のための税制

沖縄振興特別措置法(仮称)において中小企業経営革新支援法の特例措置が講じられることに伴い、経営革新計画の承認を受けた中小企業者に対して、機械装置等の15%の税額控除又は34%の特別償却等の税制措置を講ずる。

(参考) 金融業務特別地区(仮称)制度の創設

金融業務特別地区(仮称)内において新設された金融業、金融関連業を営む法人について、常時使用する従業員が20人以上であること等の要件の下、設立後10年間、35%の所得控除を認める。ただし、金融業務特別地区内における直接人件費の20%を限度。機械装置等、建物等について、それぞれ15%、8%の税額控除を認める。注： と は、選択制。

(2) 2005 年日本国際博覧会出展準備金制度の創設

【制度の概要】(財)2005 年日本国際博覧会協会等と出展参加契約を締結した民間企業等が積み立てる、出展のための準備金の損金又は必要経費への算入を認める制度。

【制度の効果】わが国の産業及び文化の発展を促進することを目的とした 2005 年日本国際博覧会に出展する民間企業等について、一時的に発生する出展費用の平準化を図り、出展参加を更に促進。

(3) 「中心市街地活性化法」関連税制の延長

【制度の概要】 商業施設等の特別償却 (8%又は 12%)
認定特定事業計画等に基づき施設等を取得した場合の所有権の移転登記に係る登録免許税の軽減 (5% 2.5%)。(商業施設、商業基盤施設を整備するもの。)

【制度の効果】中心市街地の活性化の核となる商業施設等の円滑な整備を促進。

(4) 阪神・淡路大震災関連税制の延長

【制度の概要】 被災代替資産等の特別償却
(機械等 20%、建物等 10% [中小企業者等は機械等 24%、建物等 12%])
特定の資産の買換えの場合の課税 (譲渡所得) の特例

【制度の効果】 被災者等の負担の軽減を図ることにより、被災地域の早期産業復興を促進。

(5) 海外投資等損失準備金制度の延長

【制度の概要】 海外で行う資源の探鉱及び開発事業に投融資等を行った内国法人に、一定割合 (探鉱段階 100%、開発段階 30%) の準備金の積立を認める制度。

【制度の効果】 我が国の自主資源開発の比率を高めることにより、資源・エネルギーの安定供給を確保。

(6) 輸入・対内投資法に基づく欠損金の繰越期間の特例の延長

【制度の概要】 外国企業等の我が国市場への参入を容易にするため、特定対内投資事業者の設立後 5 年間に生じる欠損金について繰越期間を延長 (通常 5 年 7 年)

【制度の効果】 対日直接投資の促進により、我が国経済の活性化や設備投資、雇用の創出に寄与。新たな経営ノウハウ・技術の導入や新規事業の創造等による経済構造改革を推進。

外形標準課税

平成 14 年度税制改正において総務省案の導入は見送り。

税制改正大綱における記述は以下のとおり。

「今後、各方面の意見を聞きながら検討を深め、具体案を得たうえで、景気の状態等も勘案しつつ、平成 15 年度税制改正を目途にその導入を図る。」